

平成21年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成21年9月7日(月曜日) 午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第17号直接審議(先議)
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会陳情付託
-

出席議員(22名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹

13番 日下昭治
15番 林俊介
18番 高木武雄
20番 向後和夫
24番 神子功

14番 平野浩
17番 林一雄
19番 嶋田茂樹
22番 林正一郎
26番 林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	刃田哲雄	病院事務部長	渡辺清一
総務課長	平野哲也	秘書広報課長	米本壽一
企画課長	堀江隆夫	財政課長	加瀬正彦
税務課長	野口徳和	市民課長	増田富雄
環境課長	平野修司	保険年金課長	花香寛源
健康管理課長	小長谷博	社会福祉課長	在田豊
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	林清明	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	菅谷衛一
水道課長	横山秀喜	庶務課長	浪川敏夫
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員局長	林久男
農業委員会事務局長	伊藤浩	国民宿舎配人	堀川茂博
病院事務次長	石鍋秀和	病院経理課長	鈴木清武

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（向後和夫） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定について若干ご質疑申し上げたいと存じます。

歳入のほうでは4点、歳出は事業関係で3点お伺いをさせていただきます。

まず初めに、歳入のほうでございますが、当初予算、あるいは補正を組まれて、予算現額というもの、そして決算につきましては収入済額が決定したわけであります。そこで、この予算現額に対します収入済額との差がかなり増額になっているもの、あるいは減額となったもの、こういったことが見受けられます。

ページでいきますと、歳入の関係は4ページから5ページないし6ページ、7ページ、そして8ページから9ページにその内容が書かれておりますけれども、一番右側の予算現額と収入済額との比較ということを見ていただきますと、何も書いていない額、そして△印が書いてある、こういったものがあるわけでございますが、今回特に大きなものをお伺いし、細々したものについては、また機会があれば決算審査特別委員会の中でもお伺いをしたいというふうに思います。

そこで、額的に大きなものにつきましては、市税とか、これは増額になっております。そして、地方交付税、国庫支出金、県支出金、こういったものがかなり額的には多いわけでございます。そこで、今回はまず3点ほど中心にお伺いしたいと思います。

地方交付税につきましては、予算現額と収入済額との比較が1億433万1,000円増というふうになっております。これについての差額の理由。さらに、13款の国庫支出金、これにつきましては18億1,950万7,579円となっております。これが減額となっております。この理由。さらに、14款県支出金におきましては2億2,551万3,560円、これが減というふうになっております。このまず3点につきまして、差額の理由についてお伺いをいたしたいのが第1点目であります。

2点目につきましては、今申し上げましたが、特に地方交付税の関係で、内容的には予算現額が74億7,741万7,000円、調定額が75億8,174万8,000円、そして収入済額は75億8,174万8,000円、調定額と同じでございますが、この地方交付税の中に合併特例債の交付税措置があったのかどうか。あれば、その内容につきましてお伺いをしたいと存じます。これが2点目であります。

3点目ですが、不納欠損額との関係でございます。不納欠損額につきましては、市税、そして使用料及び手数料、そのうち市税につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、そして都市計画税が不納欠損となってございますし、使用料、手数料につきましては、額は少ないわけでございますけれども、65万2,900円、この不納欠損が出てございます。したがって、この不納欠損となりました額につきましては、どのような処分をされたのかどうか、その事由につきましてお伺いをいたしたいと存じます。さらに、その処分の内容でございますけれども、もしも細かくお分かりになれば、お示しをいただきたいと存じます。

最後の最後ですが、市税等の滞納者への対応及び効果につきましてお伺いをいたしたいと存じます。今回、収入未済額につきましては幾つかありますが、特に骨格となります市税の関係につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、そして特別土地保有税、さらに都市計画税、これが収入未済額になっております。そういったことで、この滞納者の方々への対応、いわゆる市税を納めていただきたいという啓蒙なり、あるいは実際に取り組んできた内容、そしてそれによつての効果、こういったものがどういう状況なのかどうかお示しをいただきたいと存じます。これが歳入の関係でございます。

続いて、歳出に移ります。

歳出につきましては、平成20年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明書の資料の中で

何点かお伺いをいたします。

まず、1点目ではありますが、38ページ、決算額が298万2,000円ということで、国県支出金並びに一般財源を用いて決算となっております。内容的に、事業効果も含めて書かれているわけではありますが、特にこの事業につきましては、広く乳幼児を持つお母さん方が子育てというための支援をする場所であり、さらに乳幼児の心身の健全な発達、これを補うというような内容かと思います。そこで、1年間の事業を見てみますと、開館の日数が延べ243日、利用組数が延べ4,398組、そして講習会、育児相談、あるいはお楽しみ会ということで数度行われているという内容でございます。そこで、乳幼児を持つ親御さんたちが、ここで子育て支援を受けるということからいたしますと、多くの方々がこの支援を受けたいというふうに考えられます。

そこで、平成20年度につきましては、開館日数が243日、利用組数が延べ4,398となっておりますけれども、それでは実際問題といたしまして、利用された方、実数、要は延べというのは、同じ方々が利用されても延べに組み入れられます。しかし、実数の場合には減少するわけであります。したがって、単純に4,398を243で割りますと、平均18組ぐらいになるということですが、この18組というのは、ただ単に18組なのか、それとももっと違うプラス、18よりも増加している、要するに18よりもっと多くなっている組数がその状態として判断していいものかどうか、この点お伺いをいたしたいと存じます。

次に、47ページです。ごみの減量化推進事業、52万2,000円という一般財源を使ったものの決算でございます。特に前市長につきましては、レジ袋の削減ということから、ごみの減量化を図っていききたいという平成20年度当初の施政方針がございました。そこで、今回取り上げるわけですが、この事業につきましては、特にレジ袋等を削減することによって、その実績はどうなのか、そしてごみの減量化に結びついたとすれば、どのような状況で結びついたのかどうかお伺いをいたしたいと存じます。

歳出の最後でございます。95、96ページです。中央小学校改築事業並びに矢指小学校の改築事業の関係でございますが、委託料を見ていただきますと、ここに一番下にありますけれども、95ページでは委託料の下、第二次耐震診断調査委託料336万円、96ページにつきましては、委託料、第二次耐震診断調査委託料315万円、事業費として計上されてございました。これについては、本会議でも委員会でも議論してきましたけれども、第二次耐震診断を行うことによって、予算組みが若干変わると。要は有益な補助をいただけるのではないかということの議論があったように記憶しております。それでは、この2事業につきましては、耐震

診断調査を行った結果、どのようになったのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から9款の地方交付税、それと12款、それから13款、14款、これをお答えしたいと思います。市税につきましては、後ほど税務課からお答えさせていただきたいと思います。

まず、地方交付税でございますけれども、この予算と決算額の比較、確かにご指摘のとおり1億円ほどございました。この内訳でございますけれども、普通交付税、この予算との差が6,799万9,000円の増額となっております。特別交付税の分、これが3,633万2,000円の増ということでございます。これは細かな算定によりまして、実際には基準財政需要額が若干上がった、それから基準財政収入額が若干やはり下がっている。そういったところの差がありまして、このような交付になったものでございます。

次に、2番で質問されておりました合併特例債への関係、ここでちょっとお話ししておきたいと思います。合併特例債の交付税への措置なんですけれども、平成20年度の普通交付税につきましては、この償還に対する算入額ということで8,649万1,000円が加算されております。ちなみに平成20年度の合併特例債の償還額は、元金と利子を合わせまして1億2,355万8,000円でございますので、この約7割が普通交付税に加算されたという形になっております。

次に、12款の使用料、手数料の関係でございます。ここの部分、不納欠損をちょっと聞かれていますのですけれども、これにつきましては、市営住宅の不納欠損がございまして、これは家賃に係る債権の時効期間5年、これを経過した未納家賃につきまして落としたと。実は行方知れず、所在の不明の方、これが2件ございまして、これが17万9,200円、それから死亡した単身入居者、これが4件ございます。それを不納欠損で落としたような形でございます。

次に、国・県の予算との差額、13款、14款でございます。国庫支出金と県支出金、これは予算額に比べて大きく減となっております。これはご指摘のとおりでございます。最も大きな理由なんですけれども、国の第二次補正予算に絡みまして、繰り越した事業が多くございました。国の経済対策に伴って、3月補正予算に計上した事業の多くは繰り越しになっております。特に国庫支出金につきましては、この差額の17億7,900万円余り、この大きな金額

が繰り越しとなっております、主なものといたしましては、定額給付金の給付事業の補助金、これが10億9,800万円余り、それから地域活性化・生活対策交付金、これが4億3,200万円余り、それから子育て応援特別手当の事業の補助金、これが4,400万円余り、これらが主なものでございます。

それから、14款の県支出金でございますけれども、1億6,800万円余りがやはり繰り越しとなっております。これも農業関係の事業でございます、内容といたしましては、強い農業づくりの交付金、畜産環境総合整備統合事業費の補助金、それからバイオマスの環づくり交付金ということで、この金額が繰り越しになっております。このほか、予算額と決算額の差、若干それぞれ事業の確定に伴うものがあるんですけれども、それは項目も多いですから、この場ではちょっと省略させていただきたいと思います。

うちのほうからは以上でございます。

○議長（向後和夫） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、予算現額と収入済額の差額についてお答えいたします。

決算書の5ページのほうでございます。

まず、1款1項の市民税でございますが、これは予算対比について8,782万円増となっております。この主な理由としましては、税制改正により、住民税の住宅ローン控除がございました。この予算では、当初6,300万円と見ておりましたけれども、実績で1,700万円ということで、この差額約4,600万円が税収増になったということでございます。

次に、2項固定資産税については3,180万円の増でございます。この主な理由につきましては、徴収率が予算では93.5%見ておりました。これが実績で94.7%と向上したための増でございます。

3項の軽自動車税につきましては、減は乗用軽自動車等の登録台数の減によるものでございます。

次に、7項都市計画税の増につきましては、固定資産税同様に徴収率の増によるものでございます。

それから、5項の特別土地保有税につきましては、定期的な分納が遅れたことによる減ということでございます。

それから、9ページになりますけれども、19款の諸収入の1項の延滞金、加算金及び過料の予算、これが予算に対して1,240万円の減としておりますのは、これは理由としましては、延滞金の当初見込み、予算編成時点では、平成18年の実績で見込んだことによる差額となっ

ております。

それから、不納欠損となった処分事由についてお答えいたします。

まず、市税の不納欠損の内訳については、各項目別にご説明申し上げます。

まず、5年時効でございますけれども、これは地方税法第18条第1項による件数が5,177件で7,054万円、それから3年時効、第15条の7第4項、これが617件で544万円、即時消滅、第15条の7第5項、これが681件で1億7,430万円となっております。

本年度は不納欠損が大きく増となりましたのは、倒産した法人の固定資産税を即時消滅を行ったものでございます。

次に、市税滞納者への対応及び効果というお尋ねについてお答えいたします。

市税滞納者への納税・納付対応としましては、まず各納期ごとの督促状の送付、それから随時の個別訪問、夜間訪問はもちろん行っておりまして、それから催告書の関係は年4回、一斉送付を行っております。また、平成19年度から千葉県滞納整理推進機構との共同徴収を行っております。また、月2回の夜間納税窓口の実施、それから年5回の休日納税窓口の実施と年3回の休日徴収の実施と、それから預金調査等の財産調査を行っております。

本年度につきましては、差し押さえ件数につきましては、前年比82%増の102件の差し押さえを行ったということで、今後とも滞納処分の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、2点目の歳出の中のまず、つどいの広場の状況につきましてご説明を申し上げます。

決算資料の38ページによりましてご質問をちょうだいしておりますので、決算資料の38ページをご覧くださいと思います。

ここで延べ利用組数は、議員おっしゃられましたように4,398組ございまして、一日平均18.1組という数字になっておるんですが、実際につどいの広場に来ていらっしゃるお母さん方につきましては、年間500組おいでになっていただいています。それで、延べ組数を割り返しますと、1組当たり8.8回、約9回、つどいの広場に見えられているという状況でございます。それで、一番多い方でどれぐらい見えているのかということを調べてみましたら、1年間で138回お見えになっている、そういうお母さん方がおいでになりまして、ほぼ2日に一遍は来ていると。それから、年間1日であったり、2日であったりというような方もいらっしゃいますが、実組数で500組の登録をいただいております。

以上です。

○議長（向後和夫） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、項目のごみの減量化推進事業の中のレジ袋削減について答弁いたします。

これについては、市では特に具体的な数値は、大変申し訳ないんですけども、把握はしておりませんが、うちのほうでは、広報、あとホームページ、あと各種団体、環境団体等、区長会等の会議等において、エコバッグ利用と、あと3R推進、ごみの発生をしないとか、出さないとか、リサイクルするとかの運動を去年やっております。また、昨年7月ですけども、市内の大型事業者、18店舗の店長を集めまして、レジ袋の削減をお願いしております。また、市民への啓発活動の一環として、産業まつり等などでエコバッグの配布をして、ごみの減量化の協力をお願いしております。

また、県においても、全県的なレジ袋削減の取り組みとして、事業者が使用するレジ袋使用枚数を削減する数値目標の設定、それから消費者の参加と当該市町村の地域の住民へのPR活動等、20年度から24年度の5か年にかけて現在やっております。最終的には5割、50%のレジ袋を削減したいというふうに県のほうで言っていますので、うちのほうも24年度については、同じような形で呼びかけを、市民の方をお願いして、5割を目標にして削減したい。これがいけば、効果の形となると思います。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、続きまして中央小学校及び矢指小学校の第二次耐震診断関係についてお答え申し上げます。

中央小学校及び矢指小学校の第二次耐震診断につきましては、まず構造耐震指標、I s 値でございますけれども、これにつきましては、両小学校とも基準値未満でございました。しかしながら、コンクリート強度につきましては、基準値を上回ったため、大変残念ではございますけれども、国庫補助金の補助率を2分の1へかさ上げする措置はされないこととなりました。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、歳出の関係で1点だけ再質疑させていただきます。

47ページのごみの減量化推進事業、額的には52万2,000円ということで、一般財源を投入

しての決算が出ておりますけれども、事業効果ということでは、一番下に書いてありますように、家庭ごみの減量が図られたといった状況が書いてありますけれども、具体的に家庭ごみの減量化がどのように図られたかというのは検証されているのでしょうか。さらに、ごみの減量化推進事業ということで、全体的な検証ということについては、効果があるということとは検証したということですが、これはごみの減量化推進事業にかかわらず、それぞれの事業については検証して、結果がどうなのかということが必要ですが、参考までにお伺いしたいと存じます。

○議長（向後和夫） 環境課長。

○環境課長（平野修司） データ的なことでお話ししたいと思います。これはうちのほう、クリーンセンターという部署を持っておりますので、その中でごみの収集関係の対前年との割合があります。全体的な形で言いますと、ごみの収集量としては、19年度に対して4.1%の減という形になっております。これにはうちのほうとしては、PRの活動が生かされているのかなというふうに考えております。そのうち内訳ですけれども、可燃ごみが4.4%減、不燃ごみが9.4%の減、資源ごみが1.22%の減という形です。これがうちのほうで市民等に呼びかけている形のものが生かされているのかな。これをやらないと、またという形になるんでしょうけれども、呼びかけることによって減となっていますので、これが最終的には効果として考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてご質疑を申し上げます。

この件につきましては2点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほども第1号議案の中でご質疑させていただきましたが、予算現額と収入済額との差額の理由ということで、特に国民健康保険税、国庫支出金、あるいは8款の共同事業交付金、参考までには、諸収入の内容、こういったものにつきまして差額の理由についてお伺いをいた

したいのが1点です。

それから、2点目といたしましては、不納欠損及び収入未済額に対する対応ということで、どのようにされてきたのかどうか。国民健康保険税については、不納欠損額が7,980万3,000円余り、収入未済額では13億967万2,121円、こういったことで収入未済額になってございます。これらの内容につきましてどのように対応してきたのかどうかお伺いをいたします。なお、収入未済額につきましては、どのような内容で、理由でこのようになったのかどうか、細かく分かれればお伺いいたしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、ご質問の予算現額と収入済額の差額ということで、国民健康保険税につきましては税務課のほうからお答えいたします。私のほうからは、今言われました国庫支出金、それから共同事業交付金、諸収入についてお答え申し上げます。

まず、国庫支出金でございます。347ページの右側、国庫支出金については1億9,638万7,337円の減となっております。この理由といたしましては、歳出の療養給付費等負担金の中の医療費が関係してまいります。かねてから懸念されておりました大型の流行性感冒等がなかったことが大きな要因で、支出が思いのほか伸びなかったことから、それに伴い歳入となる国庫支出金も減少したものであります。

それから、8款の共同事業交付金、これについては1億5,077万8,744円の減少でございますが、この事業につきましては、1件当たり30万円以上の高額医療費に対する交付金であります。当初予算において、過去の実績に基づいて積算したわけでございますけれども、20年度の実績が予想した数値よりも下回ったため、このような差になったということでございます。

続きまして、12款諸収入については、次の348ページ、主なものとしましては、雑入で1,378万9,389円増えております。これにつきましては、主な要因としましては、交通事故における第三者納付金による増額によるものでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 決算書の346ページになります。予算現額と収入済額との差額についてです。国民健康保険税については、1,351万円ほど減となりました。この減の理由としましては、被保険者数の減と徴収率の減ということで、まず被保険者数につきましては958

人の減、徴収率については0.62%の減ということでございます。

次に、不納欠損と収入未済額についてお答えいたします。363ページになります。

まず、不納欠損につきましては、先ほど市税のほうで申し上げましたように、5年時効のものが3,340件、6,362万6,000円、3年時効が1,298件、1,408万6,000円、即時消滅が253件ということで209万円です。保険税のほうは、8期ということで、期別に処理しておりますので、納期の件数ということで大きい数字になっております。

まず、保険税につきましては、国民皆保険制度ということで、資産がなくて、収入が低くても、課税されるということで、特に低所得者の方につきましては、住民税の未申告をされますと、6割、5割の軽減ができませんので、こういう未申告者については周知をしていく、軽減が受けられますよという周知を未申告者に送っております。また、特に昨年の10月から保険税の特別徴収が始まりましたので、そういう意味での推進、それから一般の口座振替の推進も行っております。

あと、収納率の向上ということで、滞納期間に応じた短期の被保険者証、それから資格者証の交付の周知ということで、この辺がある程度は徴収率に弾みがかかったのではないかと考えています。ただ、国民健康保険のほうは、皆さんが全部保険税を納めてもらわないとやっていけないということで厳しい状況ではございますが、理解を受けられるように行っております。ただ、滞納者への処分につきましては、市税と併せて行っております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてのご質疑を申し上げます。これは1点だけになりますので、よろしくお願いいたします。

ページでいきますと439ページ、歳入の中に収入未済額ということで、保険料の未済額が175万9,700円出てございます。これについて収入未済額になった理由につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、お答えいたします。

保険料の収入未済額については、今おっしゃいましたとおり、175万9,700円でございます。これについては、特別徴収保険料と普通徴収保険料でございまして、そのうち特別徴収保険料については100%の収入でありました。この175万9,700円については、普通徴収の関係の保険料が滞納になったということでございまして、人数的にはちょうど100名でございます。以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定についてのご質疑を申し上げます。

これは第1号並びに第2号でご質疑させていただきましたように、不納欠損及び収入未済額についての対応をどのようにしてきたかということでのご質疑をさせていただきたいと思います。特に保険料につきましては、不納欠損額が682万9,677円、収入未済額では1,880万9,795円、こういった状況になっておりますけれども、この内容についてお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、不納欠損及び収入未済額に対する対応についてお答えいたします。

収入未済額につきましては、高齢者の増加に伴いまして、無年金者や低所得者の未納の増加がございます。具体的な数字で申し上げますと、保険料の基準段階、第4段階が基準段階でございますが、1から3段階の低い部分につきましては、平成19年度と20年度を比較しますと、その段階だけで71名の方が増えていらっしゃいます。これは単にこの1年だけではなくて、平成12年から始まりました介護保険料、これが今年で10年目を迎えております。どうしても全体の中での低所得者の方が増えて、そういう形が出てきているということでございます。

不納欠損につきましては、ご存じのように時効が民法上の短期時効ということで、2年という形になっております。その中でも、ご本人が死亡したり、転出したという場合で、徴収が困難になったというのが現状でございます。

今後の対応といたしましては、従前より実施しております臨戸徴収を今後も継続的に実施しますとともに、収入がある世帯につきましては、介護保険制度を理解していただくよう根気強くお願いいたしまして、新たな未納者を出さないような形に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目でございます。介護ニーズに変化が見られるか、その対応はということでございます。

平成20年度の介護サービスの状況を19年度と比較してみますと、保険給付費で5.6%の伸びを示しております。これは先ほど申し上げましたように、平成12年度からこの制度が始まりまして、制度が浸透してきたのが、この伸びを示しているものと考えております。具体的なサービスの内容といたしましては、居宅サービス、この中で最も伸びの多いのは、福祉用具の貸与でございます。いわゆるベッドとか、あるいはつえとか、そういうものでございます。そして、次いで訪問入浴介護、それから福祉用具の購入、こういう順番になっております。それから、地域密着の小規模の特別養護老人ホームがこの20年度から利用を開始しましたので、こちらのほうが20年度については12か月分が給付されて大きく伸びております。施設サービスにつきましては、介護療養型の医療施設のほうは減っておりますけれども、サービス全体としては19年度とほぼ同額となっております。

また、介護サービス費用が高額になった場合の高額介護サービス費については、年々増加傾向にあります。これはひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加により、非課税世帯等の低所得者世帯の増加によるものと考えております。また、平成18年度の改正によりまして、予防重視型への制度改正が行われた結果、地域包括支援センターの利用が増加しているとい

うのがこの変化なのかなと考えています。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 介護ニーズに変化が見られるのかどうかということについては、この次に聞こうと思ったんですけども、今、答弁をいただきましたので、それで了解をいたしました。

以上で終わります。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 平成20年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についてのご質疑を申し

上げます。

この国民宿舎事業につきましては、継続的に改修工事を行ってこられまして、20年度がその最終年度ということで、いわゆるリニューアルをして、今日に至っているという状況でございます。19年度につきましても予算組みいたしました、繰越明許ということで20年度にやったという経過もございます。そういった意味で国民宿舎事業における一連の改修工事につきましては、スタートの時点でどういう改修工事をしようとしてきたのかどうか、この際ですから、確認をさせていただき、そして今回20年度で終わりました改修工事について、これで国民宿舎の施設としては完璧なもののできたのかどうか、この辺も併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） それでは、議案第10号ということになっておりますけれども、今のご質問では、昨年から継続ということなんですけれども、初めに決算書の関係でございますので、10号の20年度の改修工事のほうから申し上げたいと思います。

20年度の改修工事につきましては、和室37室と小宴会場をツインの洋室18室と和室12室に変更し、内装を変えて、全室にトイレ付ユニットバスを設置したものでございます。工事内容といたしましては、2階、3階東側の約半分を4月から6月に施工し、洋室16室、和室2室を完成し、残りの西側部分を9月から11月に施工し、洋室2室、和室10室が完成し、昨年12月10日に2か年継続した工事がすべて終わり、グランドオープンしたものでございます。

お尋ねの継続の工事ということで、こちらにつきましては、まず最初にどのような改修工事をしようとしたのかということでございますけれども、私、実は当時担当した者でございませので、資料等でお答えするしかないと思いますけれども、資料を見る限りでは、コンセプトとしては、どのような改修工事をしようとしたのか、すなわちコンセプトということになろうかと思いますが、これからの時代は団体客が減り、個人客が増えるという統計、それから宴会もこれからは減るのではないかというような統計上の調査に基づきまして、個人客向け、あるいは宴会場を逆にレストラン化していくんだというようなことで、時代のニーズに合った形に変えよう。そのためには、改修工事が必要なのではないかというようなことではなかろうかと思います。

工事につきましても、詳しくあまり申し上げられませんが、19年度は7,411万4,200円、20年度は1億5,639万725円、2か年合計しますと2億3,050万4,925円。そのほかにいろ

いろな建設改良工事、あるいは備品の購入、あるいは開発費の計上が決算書に載せてございますけれども、それらをすべてトータルしますと、2か年では3億1,161万9,635円が今回の改修工事でございます。

以上でよろしいでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 国民宿舎事業につきましては、監査委員の旭市決算基金運用状況及び財政経営健全化審査の意見書ということで、121ページにむすびとしてつづっております。本会議冒頭につきましても、決算の内容については、代表監査委員のほうから説明があった中で、特出しといいますか、この国民宿舎事業については決算の関係について触れられておりました。

それで、20年につきましては、先ほど言いましたように、19年、20年ということで、工事が完成したということからいたしますと、検証が必要です。要はどういうことをやって、どういうふうになったのかどうか、それで問題はないのかどうかという検証が必要ですが、その辺について具体的に答弁がないものですから、さらにお伺ひしたいわけですが、サービスの向上とか、経営の改善、さらにコンサルタント会社を入れながら経営指導されたということで、これについても検証しなければいけないような状況がございます。そういった意味で、幾つかの検証がありますけれども、これが検証されなければ、次のステップアップにならないという、そういった考えから、その辺についてはどのような評価をしたのかどうか、この辺をお伺ひしたいと思います。

○議長（向後和夫） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 大変失礼いたしました。ちょっと答弁漏れがございましたので、今、再度ご質問いただきましたけれども、まず最初にこれですべての工事が完成したのかということでございますけれども、実際に工事がされたのは、分かりやすくいいますと、客室の内装を変えまして、それから旧大宴会場を食堂にいたしまして、それから先ほど言いましたように、小宴会場等については客室に変えたということで、さらに大きな車寄せを設置し、外壁の塗装をしたということで、実際には化粧直しが主でございまして、そのほかの工事については行っていないという状況でございます。

それから、開発費の関係なんですけれども、開発費につきましては、コンサルタント会社をお願いしているわけですが、開発費としては1,235万688円支出してございますけれども、実際に調理指導、あるいは接客研修とか行いましたけれども、それらにつきましては、

私が行って、お客様のご意見を伺った限りでは、まず調理につきましては、当時の経営指導を受けた職員も2人しか残っておりません。それから、接客研修につきましては1人で、実際に担当する職員は、これも全部やめてしまっておりません。

そのほかのコンサルティング業務につきましては、これはあくまでも業者が提案したものでございますので、提案も当然旧飯岡荘を生かした形、それから先ほど言いましたように、今の時代のニーズに合った改装をする方法、みんな選択肢があるようになってございますので、それらについては、選択の結果、現在があるというふうに思っております。ただ、私としては、工事のほうは、肝心かなめな機械設備、あるいは防水、それらについても全くされていないという現実がございます。それは当然設計書の中にも入っておりましたけれども、それもやはり選択肢の中で選択されたことですので、私にはどうこう申し上げることはできません。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案の質疑が途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決につきましてご質疑申し上げます。

私は、大きく一つ、そして地方交付税の関係につきまして、付け加えてご質疑を申し上げたいと存じます。

皆さん既にご案内のように、衆議院総選挙がございました。政権が今代わろうとしております。今回の一般会計の補正予算につきましては、国の補正、そして緊急対策ということで、かなり盛り込まれた予算組みになってございます。そうしますと、基本的にこれから政権がもしも代わった場合には、一時凍結するもの、あるいは中止するもの、あるいは全面的に見直しをするものという、いろいろな意味で議論が交わされようとしております。特に子育て応援手当ということについては、3年間手当を設けるということですが、これについても補正は執行停止をするのではないかなというような話も一部には聞いてございます。

そういったことを考えますと、今回の財源の措置につきましては、政権が代わった場合に、もしも中止だとか、停止だとか、あるいは凍結だとか、そういった場合には、当然歳出も今見込んであるわけでございますので、歳出については、そのような状況が起こった場合には、必要であれば財源措置をしていかなければいけない、このようになるわけでございますけれども、そういった点で現在市のほうでは、そういう政権が代わった場合に、この補正については大体こういうことだから、これについては慎重に構えていこうとかというような検討がなされておりますでしょうか、あればその内容と、それから財源がもしも凍結された場合には、あるいは中止された場合には、事業を進めるとすれば、その財源措置についてどうしていこうとするのか、この辺がまず1点目であります。

2点目につきましては、議案書の9ページ、地方交付税の関係で、ご説明によりますと、これについては、普通交付税確定というか、7月に恐らく普通交付税が来たと思えますけれども、その一部を今回補正に充てるということでございますけれども、現在、地方交付税が旭市に見込める額というものはどのような状況なのかどうか、この辺についてお伺いをいたします。

以上2点、お願いいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、神子議員の質疑にお答え申し上げます。

まず、政権が代わった場合の補正予算の財源の対応ということでございます。今回の補正予算の歳入23億7,100万円、この中には国の経済危機対策臨時交付金、これが6億1,773万1,000円、それからその他の国の補正予算関連の補助金が確かに含まれております。現時点では、これらは執行できるのではないかと、そのように考えております。

また、補正に計上しなかったということで、もう一つの交付金、地域活性化・公共投資臨

時交付金というのがあるということで、補足説明のときに申し上げましたけれども、これは確かに金額が示されておりません。ただ、これにつきましても財源対応した中で実施できるだろうということで、今回補正には盛り込んでおるところでございます。

ただ、いずれにしても、国の動向は当然しっかりと見ていきたいということと、それから今回のこの二つの交付金につきましては、ちょっと補正予算の資料ということで、こういうのを一覧表をお付けして、この後ろに経済対策の骨格というのをお出ししてあると思います。ここの中で地方公共団体への配慮というのが、この二つの交付金になります。ですので、この部分については、全国の市町村に影響が出る話でございますから、まず他の自治体であっても、この部分については当然異論を申し上げるだろうということで、この部分については、うちのほうは比較的何とか財源として見込めるのではないかというふうに思っています。

そのほかの国庫補助金につきましては、確かに新聞等、報道によりますと、特に厳しいのは、基金事業に対して非常に厳しいお話をされているかと思います。そういったものは当然何か年かで実施するという形で国の各省庁申しておったと思います。そういうところは、情報を入れまして精査していく必要があるだろうと。

ただ、今回うちのほうで補正予算に盛り込みましたものは、この当初内示のありましたものが主でございますし、それからどうしても実施しなければいけないものというのを今回計上しておりますので、その辺については何とかやっていけるだろうと、そのように考えております。

それと、地方交付税 4 億 1,160 万 3,000 円の今回増額をさせていただいたところでございますけれども、21 年度、普通交付税につきましては、当初予算見込んだところから、実際には 4 億 1,800 万円ほどの増額が取りあえず見込めるということにはなっておりました。失礼しました、4 億 8,187 万 6,000 円ほど見込めるのではないかとということで、実際にはその一部を今回財源として予算計上しております。残りの分については、さらに留保財源という形で少し持っているということでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 11 号の質疑を終わります。

議案第 12 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第14号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決につきましてご質疑申し上げます。

今回の補正につきましては、工事費として、施設防災改善の工事、それから資産の購入ということで、地上デジタル放送対応のテレビということが中心となってございます。そこで、先ほどもご質疑申し上げましたけれども、今回行われます工事につきましては、どういう経過で工事をするのかどうか。要は19年、20年度につきましては、一定の施設の改修を行ったと。選択肢によって行ったということでございますけれども、本来ですと、設計をするときに、どういう状態が今、飯岡荘の問題点があるのかどうか。施設を改修するためには、こういった施設の改修が必要です、それによって今回はこの部分だけやりましょうということで、それが承認、確認をされ、そして19年、20年度の工事に入って、工事が完成した。それ以降については、今回工事が見込まれておりますけれども、何らかの理由で工事をしなければいけない、こういった形になろうかと思えます。

したがって、今回、施設防災改善事業、改善ということですから、改善をなさいというふうになったかも分かりませんが、この詳しい内容についてお伺いをいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 初めに、ちょっと議案の誤りの訂正をさせていただきたいと思います。議案第14号の2ページ目になりますけれども、大変申し訳ございません。予算書の添付資料となっております実施計画書の下の表の「1、資本的収入」となっておりますけれども、この部分を「収入」を「支出」にご訂正いただきたいと思います。大変申し訳ござ

いませんでした。よろしいでしょうか、申し訳ございません。

それでは、ご質疑のほうに移らせていただきますけれども、デジタル放送につきましては、全般的なことです、こちらについては割愛させていただきます。

あと、もう一つの部分、防災設備等の改善工事、こちらにつきましては、昨年9月に県から指摘された工事の内容となります。主な内容は、非常用照明、排煙設備、延焼のおそれのある開口部に網入りガラスの設置等でございます。これにつきましては、昨年の8月11日に、防災立入調査を9月8日の午後1時30分から行う旨の通知がありました。それから、9月8日に実際に調査が、県の海匠地域整備センター建築宅地課と消防署によりまして現地調査が行われました。その結果が、9月18日に立入調査の結果、指摘事項を改修工事中なので、できるだけこの期間中に改善するよう指導がございました。

それから、年が変わりまして、今年の5月になりまして、6月26日までに防災改善計画書を作成して報告するよう再指導がございました。6月11日に、私のほうは全くこのことについて知りませんでしたので、海匠地域整備センターのほうに行きまして、具体的な内容の確認をいたしました。県の整備センターのほうでは、期限どおり改善計画書を提出するよう求められました。6月25日、改善計画書を提出いたしました。7月14日、防災改善計画の承認通知が届きました。それから、8月2日、非常用照明を設置しました。そのほかの工事につきましては、11月30日までに実施することになっております。お客様の安全性というものは最優先されますので、この工事については、今回補正のほうをお願いするために、緊急に工事を行いたいというふうに思っております。

経過につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、議員ご指摘の設計書等にそういう話はなかったのかということになるかと思えますけれども、当然、当初の設計には、そういう工事をしたほうがいいのではないかなという部分も設計書から読み取れます。また、工事中ですので、工程会議というものを、これは業者と設計者と発注者側の職員立ち会いのもとに、それらも行われた、防災施設でございますので、特殊建築物ということになりますので、当然、常に消防署、あるいは県の調査を定期的にも受けますので、当然それらについては全部工程会議の中にも入っていたと。ただ、何らかの事情で工事が実施されなかったものと思われます。

私のほうとしては、先ほど申し上げましたとおり、今年の5月29日と言いましたけれども、実際に通知書が届いたのは6月でございますけれども、それまでは全く承知しておりませんでしたので、今回このような補正をお願いすることになりましたので、よろしく願いいた

します。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） これについては、今、支配人のほうから話をいただきましたが、一つちょっと確認させてもらいたいんですが、これは当然行政としては人事が毎年のように行われます。したがって、そこにいた方が違うところに行くということは、誰しも遭遇する状況がございます。したがって、事業推進とか、あるいは予算の執行とかということについては、たまたまそこに居合わせた人が後任の方だと、前任者の方の責任があるけれども、その責任を後任者が受けなければいけないというふうになった場合には大変困るわけです。

したがって、先ほども決算の中で触れましたけれども、先送りしたらいけないということから考えると、20年度の決算については、こういった問題があったのかどうかということ十分に検証、評価をして、そして次の場合にはどうするのかどうか、担当者が代わっても、それは十分に引き継ぎが行われて、万全を期して、その任務に当たるといようなシステムがなければ、これは今回の補正みたくなくなってしまいます。指摘をして、分からないという後任者がいたならば、それは分かるためにどうしたらいいのかどうかということをやはり聞いていただいて、そして最善を持って処理に当たることが必要かというふうに思う状況があったために、私は今、質疑をしているわけです。

そこで、流れは分かりましたけれども、設計の中にあっただろうというお話をいただきましたが、これが漏れちゃったということについては、安全ということからすると、大変な状況が考えられます。したがって、今回補正に出てきましたけれども、一連の流れは分かりますが、その辺、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 国民宿舎の改善については、事務引き継ぎの中で聞いたわけでありまして、実際に改善計画書というのを見ておりませんで、その部分どのような状況の中で後回しにしたのかという部分、実際の具体的な前任者のほうからも聞いておりませんでした。しかし、改善勧告といいたしましょうか、そういうものが6月に来たということの中で、新しい支配人が早速取りかかるということでもありますので、そういうことでやっていただきたいということをお願いした次第でございます。7月31日からのことでもありますので、この問題も私の就任前というようなことでもありまして、その事務引き継ぎはそれ以降でありましたので、支配人が早速取りかかるということでもありますので、そういったことで了解をした

次第でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今回の補正を組む段階で、たまたま指摘をされた施設防災改善工事と
いうことを実施しようということで予算計上されました。ほかの問題点ということがあると
すれば、その辺は検討されたのでしょうか、1点だけ確認いたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舍支配人。

○国民宿舍支配人（堀川茂博） 市長とは、あるいは協議会とも、いろいろな面について検討
を進めております。ただ、現状においては、ちょうど過程でございますので、例えば今回の
防災設備も当然でございますけれども、そのほかサッシ等につきましても、全くこれは古い
ままでございますので、この間の台風でも大変な雨漏り箇所があったというような状況もご
ざいます。逐次市長に報告しながら、この間、市長も現場のほうに来てくれまして、雨漏り
等についても確認をしてございます。それから、そのほかにも問題点、これから運営協議会
のほうにすべてはかって、悪い部分は直して行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第17号直接審議（先議）

- 議長（向後和夫） おはかりいたします。議案第17号の1議案については、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第17号の討論については、人事案件でありますので、省略して採決いたします。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

- 議長（向後和夫） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第10号までの10議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（向後和夫） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

島田和雄議員、平野忠作議員、伊藤房代議員、林七巳議員、景山岩三郎議員、嶋田哲純議員、柴田徹也議員、木内欽市議員、佐久間茂樹議員、日下昭治議員、高木武雄議員、神子功議員、以上の12名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（向後和夫） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第10号までの10議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長までご報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時57分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（向後和夫） 日程5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長、神子功議員、副委員長、佐久間茂樹議員、以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（向後和夫） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第15号の2議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第16号の3議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第11号中の所管事項の1議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第13号、議案第14号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第 7 常任委員会陳情付託

○議長（向後和夫） 日程第 7、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第 2 号から陳情第 5 号までの 4 件であります。
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に陳情第 2 号から陳情第 5 号までの 4 件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、24 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 59 分